

山口労発基 0304 第4号
令和4年3月4日

関係団体の長 殿

山口労働局長
(公印省略)

令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の熱中症による労働災害をみると、山口県では、死亡者は無かったものの、休業4日以上の休業者は7人で、業種別にみると建設業（5人）及び製造業（2人）で発生しています。全国では、死亡者は20人で、休業4日以上の死傷者は547人となっています（1月14日現在の速報値。別紙参照）。業種別にみると、死傷者数については、建設業128件、製造業85件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生しています。また、死亡者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分とみられる事例、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られています。

つきましては、本年も、標記キャンペーンを別添の令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施しますので、貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、別添の要綱及び別紙の「令和3年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況」は、当局ホームページに掲載しますので、事業場等へ御周知いただけると幸いです。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等の御配慮をお願いいたします。

山口労働局HP QRコード

